

意見書

平成23年10月31日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいは
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成23年9月30日付けで公告された交付金の額及び交付方法の認可申請書並びに負担金の額及び徴収方法の認可申請書に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

今回申請された交付金額等については、省令の規定に基づいて適切に算定されたものと理解しています。

ただし、当社が以前より主張している通り、実際にどのようなコストがユニバーサルサービスの提供に係るものとして原価に含まれているのか、NTT東・西が公表している「ユニバーサルサービス収支の算定について」で示された情報からは理解しづらい状況にあります。例えば、広告、宣伝に係る費用について、「サービス別に費用を直接配賦」しているとありますが、具体的にユニバーサルサービスの対象である加入電話や公衆電話に関する広告、宣伝にはどのようなものがあり、どれくらいの費用がかかったのかについては把握できません。

ユニバーサルサービスは、最終的に国民の負担により維持されているものであり、国民負担を最小化させる観点から、交付金等の中身について透明性を高め、算入されているコストの内容が適切か、またコストの効率化が十分図られているかを国民全体で検証する必要があります。そのため、NTT東・西はユニバーサルサービスにかかるコストの内容についてより詳細に開示すべきです。

なお、今回特例による算入が申請されている災害対応にかかるコストについても、通常のユニバーサルサービスにかかるコストと同様、透明性を高めて国民の理解を得る必要があると考えます。

また、ユニバーサルサービスの番号単価に関しては、本来1月から12月に適用することで開始されましたが、2月から翌年の1月までに適用期間がずれたケースがあるなど、ユーザーにとってわかりづらいルールで運用されています。今後、再び同様の事態が発生する可能性があることから、ユーザーにとってのわかりやすさを確保する観点で、上記のような番号単価の適用期間のずれが生じないよう、制度的な手当てを行うことについて検討すべきと考えます。

以上